

令和6年第3回大玉村議会定例会会議録

第12日 令和6年9月20日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 館 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 神野藤 浩 和	代表監査委員 甲野藤 健 一

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第48号 令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて

議案第49号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第50号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第51号 大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第61号 令和6年度大玉村一般会計補正予算について

議案第62号 令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 6 3 号 令和 6 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について
議案第 6 4 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第 6 5 号 令和 6 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第 6 6 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第 6 7 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
議案第 6 8 号 大玉村堆肥センターマニアスプレッダ購入に係る物品売買契約
について

議案第 6 9 号 大玉村教育委員会委員の任命について

委員会付託事件（令和 5 年度歳入歳出決算認定議案）の委員長審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第 5 3 号から議案第 6 0 号まで

- ①議案第 5 3 号 令和 5 年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について
- ②議案第 5 4 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ③議案第 5 5 号 令和 5 年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- ④議案第 5 6 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤議案第 5 7 号 令和 5 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑥議案第 5 8 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑦議案第 5 9 号 令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑧議案第 6 0 号 令和 5 年度大玉村水道事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

請願第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒
の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

閉会中の継続調査申出について

（１）議会運営委員会

追加議案審議

議案第 7 0 号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議員発議第 6 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生
徒の十分な就学支援を求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

（１）総務文教常任委員会

(2) 産業厚生常任委員会

(3) 議会運営委員会

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、議案第48号「令和6年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第48号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第49号「職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第50号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、議案第51号「大玉村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第52号「大玉村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、議案第61号「令和6年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 26ページの保健衛生費関係について、各種検診の委託料ですけれども、受診率が上がったということで、さらにはまた年齢の見直しによって、それに伴うものによって補正予算だということでございますけれども、これは村の検診の受診率、受診だけなのか、あるいは各種、会社等々でやっているいわゆる事業所健診、そういうものについても、例えばPET検診などの受診にそれらが反映するののかどうか、しないのかのことにについて、まず1点、伺います。

それから、2つ目、28ページ、⑥検診以外の保健事業で、働き盛りの世代の生活習慣病予防、この指導のための先駆的なプログラムの活用と、これらについての、これまでも高齢者に対する健康づくりのシステムなどの事業もありましたが、この事業の概要についてお尋ねをします。

それから、もう一点、8ページですね。それから、対応する28ページ、これ両方関係あるんですけれども、まず8ページでは衛生費、国の歳入で国庫支出金でコロナワクチンに対する助成が1,800何がしということが入ってきますが、それに対応する28ページの歳出で予防費、コロナワクチンの接種事業3,900万円ですか。ということになれば、これ個人負担、あるいは国の、村の持ち出し分なども含めると、およそ半分くらいの国の負担かなと思うんですけれども、何歳からが対象になって、そしてどのぐらいの金額かという、それぞれの積算の中身があると思うので、その概要について。その3点についてお伺いします。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

26ページから27ページにかけての事項⑤検診事業に要する経費の12委託料、各種検診業務委託料についてのご質問でございます。

こちらの委託料につきましては、村の検診のほか、人間ドック、PET、そういったものの経費が計上されているものでございます。

続いて、28ページから29ページにかけての、こちらは4、1、1、事項⑥の検診事業以外の保健事業に要する経費に計上されております12委託料、先駆的民間プログラム活用事業委託料の概要というご質問でございます。

こちらにつきましては、県の補助金10分の10を活用して、民間企業、具体的にはトレーニングジムなどを実施しているライザップになりますけれども、そういった民間企業のノウハウを生かしまして、夜間、主に40代、50代、働き盛りの方を対象に、運動やウェブによる講義を実施して生活習慣病の予防、それから改善を図るというものでございまして、現在のところ二、三十人の方を想定しております。時間帯は午後7時から8時半の時間帯に夜間実施します。保健センターにおきまして、年5回の実施を予定しているところでございます。

次に、同じく28ページから29ページにかけての4、1、2の事項③予防接種に要する経費に計上されております12委託料、予防接種委託料でございしますが、こちらにつきましては、主にコロナワクチンの接種費用を計上させていただいております。

こちらにつきましては、高齢者のインフルエンザ、それから乳幼児予防接種も含まれておりますが、主にコロナワクチンの予防接種の費用が計上されております。国が示す基準額1人1万5,300円から自己負担分の2,100円を除いて、国庫補助金として8,300円、村から4,900円を負担した1人当たり1万3,200円の接種費用を計上しているところでございます。対象者につきましては、65歳以上の方ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 先ほどのあれで、いわゆる集団健診の関係で、この各種事業所でやっていることについてのそれはカウント、そのいろんな実績の中でそれぞれの実施をする場合、そういうものも対象になるのかどうかということについて、ちょっと漏れたのかなと思ったもので、再度。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

大変失礼いたしました。

こちらの検診事業につきましては、事業所で行う健診につきましては、含まれておりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。11番。

○11番（武田悦子） まず、21ページの一番上の2、1、6、⑥、地方就職学生支援事業補助金4万円ということでございますが、これのこの対象になる条件というんですか、それはどういう条件があるのか伺いたいと思います。

次に、33ページ、6、1、3、⑥です。⑥地域おこし協力隊、農業分野に地域おこし協力隊ということですが、具体的にこの今回の地域おこし協力隊には何をやっていただくのか。

次に、35ページが6、1、4、④地域魅力向上・発信支援事業に要する経費、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクトの委託料、具体的にどのようなことが行われるのか。

41 ページ、消防費の 9、1、3、消防施設の整備に要する経費の中で、今回 4 分団 1 方部でしたか。五ノ神の集会屯所ということでございましたが、これの具体的なスケジュール、完成までのスケジュールを伺いたいと思います。

次に、43 ページの教育費、10、1、2 のところに特別支援教育の支援員配置であるとか、小学校の非常勤講師の配置が個々になって出ておりますが、学校現場におけるこの教員の過不足というのがどういう状況になっているのかも含めて、この部分について伺いたいと思います。

次に、49 ページ、教育費の一番下、文化財保護費の中の馬場ザクラ後継樹土壤改良等業務委託というのがございますが、馬場ザクラのこの現状、そして、今後どういうふうに進んでいくのかを伺いたいと思います。

そして、もう一点、先ほどの 29 ページの衛生費の中の先駆的民間プログラム活用事業委託料、これ、40 代、50 代を対象ということでしたが、その前に、年齢の前に対象となる、すべき、対象とした、この人が対象ですよというのはどういうふうにしてその人になるのか。対象とするべき条件というんですか、それはどういうところにあるのか。40 代、50 代に限ったことなのか。働き盛りを対象ということでしたので、働き盛りという、もうちょっと年齢が下でも、もうちょっと上でも対象は広がるのかなというふうに思うんですが、その辺も併せて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11 番議員さんにお答えいたします。

21 ページ、2、1、6、⑥の地方創生の推進に要する経費の中の地方就職学生支援事業補助金の対象の条件等というご質問でございますが、まず、この事業につきましては、国と県が今年度より始めた制度でございまして、若者の地方移住に対する支援策となっております。

具体的には、東京都内に本部のある大学の東京圏のキャンパスに通い、東京圏に在住している学生が対象となっております。この方が福島県内に所在する企業に就職することが正式に内定し、その採用選考面接などの就職活動のために福島県に帰ってくる際の交通費の一部を助成するというふうになってございます。今回、基準として 1 人当たり 8,000 円の 5 人分ということで、4 万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11 番議員さんにお答えをいたします。

28 ページから 29 ページにかけての事項⑥の 12 委託料に計上されております先駆的民間プログラム活用事業委託料、こちらの対象者はというご質問でございますが、こちらにつきましては、村の健診などの健診結果からメタボ、それから肥満、そういったものに該当する方につきまして、優先的にご案内を差し上げる予定でございます。

また、対象を二、三十人としておりますことから、それに満たない場合につきましては、この年齢を超えての募集も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

まず、33ページ、6、1、3、⑥地域おこし協力隊（農業分野）に要する経費でございますが、こちらに採用する地域おこし協力隊につきましては、農業分野、村内において3年以内に新規就農を目指す方について、こちら採用の費用を計上してございます。

続きまして、35ページ、6、1、4④地域魅力向上・発信支援事業に要する経費でございます。

こちらにつきましては、主に首都圏の方を対象に、まずは大玉村を知ってもらうことで村の認知向上、誘客、交流人口の拡大を図るために、主な事業でございますが、現在予定しておるのは首都圏でのテレビ番組の制作、また大玉村の紹介をするキャンペーンのポータルサイト、いわゆるホームページの作成でございます。また、ユーザーを活用した動画の作成及びその配信、また大玉村製品のプレゼントキャンペーンなどを考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

40ページ、41ページの9、科目9、1、3消防施設費におきまして12の委託料、消防屯所のスケジュールということでした。

こちら2か年で事業を予定しておりまして、まずは今年度、令和6年につきましては、建築設計のほうと地質調査並びに敷地の造成測量設計業務委託のほうを今年度で行いまして、来年度、令和7年度に造成工事と建築設計、さらに当初予算で予算要求予定なんです、設計監理のほうの予定をしてございます。ということで2か年で予定しております。

以上です。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

43ページ、特別支援、それから小学校の非常勤講師に関連しまして、教員の過不足についてのご質問でございます。

本年度につきましては、年度当初より予定される教員、全て配置がなされたところでございます。ただ、玉井小学校におきまして、8月中旬に講師1名の退職がございました。その後、すぐに補充という形にはならなかったところなんですけれども、つい先日、今週になって短時間の講師1名配置をいただいたところです。ただ、短時間ということで、その部分については不足しておりますので、1名不足という今、状況にあります。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 11番議員さんにお答えいたします。

49ページ、馬場ザクラの関係でございますけれども、現状につきましては今、4月下旬に桜の枯れの原因となりますナラタケの菌が存在するかということで、くいほう、8本ほど打ち込んでございます。4本ほど8月下旬に引き抜きさせていただいてまして、今現在そちらの調査を行っております。残りの4本につきましては、あと1か月ぐらい、今月末ですね。今月末ぐらいに再度、引き抜きをいたしまして、また1か月ぐらいかけながら調査をして、結果を出していきたいというふうに思っております。

その後、その結果を踏まえまして、国指定天然記念物の指定解除ということになりまして、その後、今度は馬場桜保存会等と協議しながら、伐採等の今後の保存方法等について協議を進めながら、あと後継樹の植樹ということで、もしナラタケ菌存在するのであれば、土壌改良等も踏まえながら、後継樹の準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 先ほど、10番議員さんの質問に答弁漏れがございましたので、追加でお答えさせていただきます。

今回のコロナウイルスワクチンの接種の対象者でございますが、年齢65歳以上の方と、それから60歳から65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器機能、そういったものに障害がある内部障害1級程度の方、こういった方も今回の接種の対象となることとなっております。答弁漏れ、大変失礼いたしました。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） 21ページの1の6ですか、企画費のさっきも出ました18地方就職学生支援事業補助金だったんですけれども、これどんなふうな周知、行われているのか、お聞かせください。

それと、35ページのさっきもありました大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料なんですけれども、テレビ番組だったり動画作成がメインになるということなんですけれども、それに対して行政のほうでそういうところにぽんと委託をするような形になるんだか、地元のそういう活躍しているような人たちとか、いろんな人からどういう意見を吸い上げる、どういうふうな、その持っていく前の段取りとしてどういうことを考えているんだか、お聞かせください。

あと、その下の6、1、6農地費ですか、農村公園防護柵だったんですけれども、新田公園なのかな、どんなふうに更新するんだか、その辺と、その次の37ページの6、2、1ですか、林業振興費、17備品購入費、イノシシ用箱わなとあるんですが、これは村で所有して村で使うんですか、それともその団体ですか、狩猟などされる団体のほうに貸し出すというか、どういうふうになるんだか、それからあと、個人の人借りられるようになるんだか、その辺、教えてください。

あと、さっきも出ました49ページ、10、5、3ですか、文化財保護費で馬場ザ

クラ後継樹土壌改良などがあるんですけれども、あの場所にまた植える予定なんではないか。私、素人の目から見ても、周り舗装に囲まれていて、とてもそういうものを植える場所じゃないのかなんとも思います。三春の滝桜なんては、あの周囲、もうかなりの距離、そういうことをしないような状態にされていますけれども、その辺の考え方、同じ場所に植えるのか、その辺の考え方を聞かせてください。

53ページ、10教育費の、10、6、2体育施設費で②番の17で備品購入157万円なんですけれども、どういったものを購入するんだか教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

21ページ、2、1、6、⑥地方創生の推進に要する経費の地方就職学生支援事業補助金の周知方法はどのようにしているのかというご質問でございますが、今現在、まだ周知のほうは行っておりません。この補正予算成立後に、村の広報紙ですとか区長文書、あとはホームページですとかSNS等を利用して、広く周知が図られるように実施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

35ページ、6、1、4、④地域魅力向上・発信支援事業の件でございますが、こちら発注につきましては、一括でそういった広告代理店等をお願いする予定ではおります。地元の人の活用ということでございますが、もちろん村の紹介のこういった企画でございますので、村の施設だったり、そういったものの紹介は入ってくると思います。その際には、こんな人がいないかというのは、打診があればこちらのほうで人を紹介するというふうな作業は出てくるとは思いますが、基本的には首都圏の方が見て興味湧くような、そういった番組構成にしていきたいと思いますので、その都度事業者との協議になると考えてございます。

続きまして、37ページ、6、2、1、⑤有害鳥獣被害防止に関する経費の中で、イノシシの箱わな1基でございますが、こちらにつきましては村で購入するんですが、実際、管理のほうは鳥獣被害対策実施隊のほうにこちらをお願いしようと思ってございます。実施隊のほうで、イノシシわながもう故障とか破損がして、なくなってきたということで、その求めに応じて今1基購入するものでございます。

個人への貸出しということでございますが、基本的には資格を持っている人でなければ、わなをかけられないということもございますので、個人貸出しに関しては考えてございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

35ページ、農村公園防護柵更新工事についてのご質問でございます。

まず、対象箇所の公園でございますが、新田農村公園でございます。地元の行政区長より、安全対策として要望があったところですが、網の部分が劣化しておりまして、フェンスに穴が空いているといった状態になっております。そこで、県道側のネットフェンス４０メートル分を更新したいといったものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） ５番議員さんにお答えいたします。

４９ページ、馬場ザクラの関係でございます。

後継樹の植える場所ということでございますけれども、こちらにつきましては今のところ同じ場所ということで考えてはございますけれども、樹木医さんであったり、あとは馬場桜保存会のお話等も聞きながら、いろいろ協議しながら、最終的に決定していきたいというふうに考えてございます。

あと、５３ページ、プール・テニスコートの管理運営に要する経費の中の備品購入費になります。

こちらの内訳といいますか、購入備品なんですけれども、新紙幣対応の券売機、村民プールのほうの、そちらのほうと、あと村民プールのほうの更衣室用の扇風機がちょっと１台壊れてしまいましたので、そちらの購入ということで１５７万円ほど計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。５番。

○５番（斎藤信一） ３５ページの一番上ですか、その大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト委託料ということなんですけれども、村のお金じゃなくて県とかそういうところのお金使って、結構な金額だと思うんですけれども、本当に有効活用されるように工夫して進めていただきたいと思います。その辺、さっきもまるっと委託されるような話だったんですけれども、一般質問でも言ったように、いろんな努力されている方たくさんいますんで、ぜひそういう人たち、そういうところに活用できるようによろしくお願いいたします。

それと、その下の農村公園の防護柵だったんですけれども、あと岳街道沿いの公園です。子どもたち、ボール遊びなどされると思います。せっかく更新するんだからというあれではないんですけれども、その辺もちょっと考慮した柵だったりを検討できないのか、考えを聞かせてください。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） ５番議員さんにお答えいたします。

３５ページの６、１、４、④地域魅力向上の件でございますが、議員おっしゃっており、地域で頑張っている方というのは存じてございます。こちらとしても、そういった意向が極力反映できるようなものになるように協議しながら、進めてまいりたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5 番議員さんにお答えいたします。

農村公園のフェンス設置についてでございますが、私どもで考えているのは、今あるネットフェンスの更新でございます。

なお、議員さんご指摘の点も含めまして、安全が図られるよう、今後、対応等検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。6 番。

○6 番（松本 昇） ページ、38 から 39、土木費の橋梁維持費の中で委託料、根崎橋長寿命化設計業務委託料 1、200 万円となっているんですが、これは新しくその場所に架け替えというか、新しくするのか、それとも補強をするのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 6 番議員さんにお答えいたします。

39 ページ、根崎橋の長寿命化設計についてのご質問でございます。

こちら、根崎橋を新しくすることではなくて、長寿命化に向けて修繕設計を行うといったものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 61 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございせんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 7、議案第 62 号「令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございせんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第62号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第63号「令和6年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第63号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第64号「令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。
よって、これより議案第64号を採決いたします。
本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第65号「令和6年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第11、議案第66号「令和6年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第12、議案第67号「令和6年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第67号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第13、議案第68号「大玉村堆肥センターマニースプレッダ
購入に係る物品売買契約について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第14、議案第69号「大玉村教育委員会委員の任命について」
を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則）　ここで、資料を当局に配付いたします。（資料　配付）

配付漏れございませんか。（なし）

それでは、再開いたします。

日程第１５、議案第５３号「令和５年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第６０号「令和５年度大玉村水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。１番。

○決算審査特別委員会委員長（館下憲一）　決算審査特別委員会報告書。

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました、令和５年度決算認定議案を審査するため、９月１２日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の２分科会を設置して審査することとしました。

９月１９日には決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑を行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、９月１３日、１７日、１９日に第２委員会室において全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長兼総務課長、政策推進課長、税務課長、教育総務課長、生涯学習課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和５年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和５年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和５年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①老朽化している公共施設を全体的に把握し、修繕や建て替えの前倒しを検討し、早急に実施されたい。②再エネアグリプロジェクト事業の実現に向けて、農福連携が持続可能な取り組みとなるよう、新たな補助も視野に入れながら事業の推進に努められたい。③村税等の収入未済の解消に向けて、納付相談などさらなる取り組みに努められたい。

教育部については、①学校ＩＣＴ推進事業について、児童生徒の情報活用能力の育成、充実を図られたい。

以上のことを付け加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和５年度決算認定議案を審査するため、９月１３日、

17日に第1委員会室において全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民福祉部長、住民生活課長、健康福祉課長、産業建設部長、産業課長、建設課長、環境保全課長、農業委員会事務局長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和5年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和5年度大玉村水道事業会計決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①個人宅への防犯カメラ等設置補助のさらなる推進と要望の多い防犯灯の設置に取り組まれない。なお、防犯灯については計画的なLED化を図られたい。②令和11年に福島県内の全市町村の国民健康保険税率が統一される予定であり、被保険者が不安にならないように丁寧な説明に努められたい。③認知症サポーター養成講座など認知症に関する介護予防事業が行われているが、認知症への理解を広げる啓発に取り組まれない。また、介護現場における人手不足を解消するために、訪問介護員（ホームヘルパー）の資格取得の支援を検討されたい。

産業建設部については、①農業振興公社においては、人員を増員し、農業技術や経営のノウハウの習得により、村民から頼られる公社の目的に沿った事業に取り組まれない。②道路の新設改良や維持補修においては、住民の要望に沿った取り組みを進めるとともに、交付金等の財源確保に努められたい。③ごみの減量化、資源化をさらに進めるために、機会を捉えて分別方法の周知に取り組まれない。また、ごみステーションのあり方の周知にも努められたいとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これら報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました。

再エネアグリプロジェクト事業について、新たな補助とは国や県なのかを問う質疑があり、新たな補助とは次に進めるための取り組みであり、補助とは具体的に国・県を指すものではないと答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第53号から議案第60号までの令和5年度決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和6年9月20日

決算審査特別委員会委員長 舘 下 憲 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、「議会の運営に関する基準」

第97条の規定により、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしないことになっております。

質疑を省略することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第16、議案第53号から議案第60号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第53号「令和5年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第54号「令和5年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第55号「令和5年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５６号「令和５年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第５６号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５７号「令和５年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第５７号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５８号「令和５年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第５８号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５９号「令和５年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第60号「令和5年度大玉村水道事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は「認定とするもの」です。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第17、請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。8番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告書。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月9日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」について審査するため、9月9日午前11時30分より第2委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため、教育総務課長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願について、慎重に審議の上、採決を行った結果、全委員一致をもって採択とし、関係機関に対し意見書を提出することと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました請願についての審査結果の報告といたします。

令和6年9月20日

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐百合

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることと決定いたしました。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時35分といたします。

（午前11時07分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時35分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議案第70号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、議員発議第6号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出が

提出されました。

お諮りいたします。

議案第70号、議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号、議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第1、議案第70号「福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（牧野敏雄） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） ただいま事務局職員の朗読が終わりました。

次に、村長より、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

令和6年第3回大玉村議会定例会追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

追加提案しますのは、規約改正案1件であります。

それでは、議案第70号、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、広域連合の規約の変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げます。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(押山義則) 追加日程第2、議員発議第6号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番。

○10番(須藤軍蔵) 議員発議第6号「国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年9月20日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 須 藤 軍 蔵

賛成者 大玉村議会議員 館 下 憲 一

提出先 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、復興大臣

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

それでは、朗読をもって提案をしたいと思います。

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和6年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和3年3月9日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和3年度から7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取り組みが進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で約3,700人（自主避難を除く）もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和7年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があるため、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和7年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和6年9月20日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（押山義則） 議員発議第6号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第6号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第４、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおの記載の事件の調査について及び議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第７５条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和６年第３回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時５０分）